

令和 7 年度 一般会計歳出 第 2 款 14 項 3 目 12 節 參議院選挙費
令和 7 年度 一般会計歳出 第 2 款 14 項 2 目 12 節 市長選挙費

受付 番号	種目番号 601	連絡先	委託担当 青葉区総務課	担当者名 電 話	たんとうしゃめい 長濱 佐季 978 — 2206
----------	-------------	-----	----------------	-------------	---------------------------------

設 計 書

- | | | | |
|----------------|---|----|--|
| 1 委託名 | 第27回参議院議員通常選挙及び令和7年8月3日執行横浜市長選挙の期日前投票所業務にかかる人材派遣について | | |
| 2 履行場所 | 青葉区役所、山内地区センター等 | | |
| 3 履行期間
又は期限 | <input checked="" type="checkbox"/> 期間 梨約決定した日 | から | いずれか執行日が遅い方の選挙投票日前日(土)まで |
| | <input type="checkbox"/> 期限 | まで | |
| 4 契約区分 | <input type="checkbox"/> 確定契約 | | <input checked="" type="checkbox"/> 概算契約 |
| 5 その他特約事項 | 仕様書及び添付資料記載のとおり、業務時間の延長が生じた場合は超勤を指示することがあるため、急な延長が生じた場合でも対応できる人員を確保すること。 | | |
| 6 現場説明 | <input checked="" type="checkbox"/> 不要
<input type="checkbox"/> 要 (月 日 時 分 場所) | | |
| 7 委託概要 | 第27回参議院議員通常選挙及び令和7年8月3日執行横浜市長選挙の期日前投票期間中における案内・記載指導等、名簿対照、投票用紙交付、請求書兼宣誓書の回収等の業務について、労働者を派遣する。 | | |

8 部分払

□す る (回以内)

■ し な い

業務内容	履行予定月	数量 (概算数量)	単位	単価	金額 (概算金額)

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

派 遣 代 金 額

¥ ()

内 訳 業 務 價 格

¥ ()

消費税及び地方消費税相当額

¥ ()

仕様書

横浜市青葉区（以下、「甲」という。）と受託者（以下、「乙」という。）は、労働者派遣基本契約書で定めた事項を基に、次のとおり個別の派遣契約を締結する。

1 期日前投票所における業務

第 27 回参議院議員通常選挙及び令和 7 年 8 月 3 日執行横浜市長選挙の期日前投票期間中における案内・記載指導等、名簿対照、投票用紙交付、請求書兼宣誓書回収等の事務を行う。

2 派遣場所

(1) 区役所期日前投票所

横浜市青葉区役所 1 階区民ホール（横浜市青葉区市ヶ尾町 31 番地 4）

(2) 増設期日前投票所

山内地区センター 1 階レクリエーションホール（横浜市青葉区あざみ野二丁目 3 番地 2）

3 期間・時間及び集合場所

(1) 横浜市青葉区役所（現地集合、別紙案内図参照）

参議院議員通常選挙投票日の 16 日前（金）から投票日の前日（土）まで
及び横浜市長選挙投票日 13 日前（月）から投票日前日（土）まで
午前 8 時 15 分から午後 8 時 15 分まで

(2) 山内地区センター（現地集合、別紙案内図参照）

参議院議員通常選挙投票日の 8 日前（土）から投票日の前日（土）まで
及び横浜市長選挙投票日 13 日前（月）から投票日前日（土）まで
午前 8 時 45 分から午後 8 時 15 分まで

※ 投票日については、決まり次第連絡する。

※ ただし、午後 8 時までに入場した全ての選挙人が投票し終わるまで業務は
継続して行うため、時間は延長する場合がある。

4 配置人員

(1) 時間内においては、別紙 1「配置人員表」の延べ時間の範囲内で常に必要人員を確保すること。
ただし、急な業務時間の延長が生じた場合でも対応できる人員であること。

(2) 本業務に従事する者は、横浜市選挙管理委員会事務局及び甲が開催する研修会に出席した者とする。

(3) 5 (2) に従事する者のシフトについては、6 (1) の研修会に出席した者のうち最低でも一人が必ず従事できるシフトにすることとし、研修に出席していない者のみのシフトは不可とする。

(4) 「5 業務の内容」の配置シフトについては、甲と協議のうえ、乙において作成及び管理を行うこと。

(5) 「5 (2) 名簿対照係」について、青葉区役所の期日前投票初日には、6 (1) の研修会に出席した者が従事すること。

(6) 「5 (2) 名簿対照係」について山内地区センターの期日前投票初日には、青葉区役所で同業務を経験した者が従事すること。

(7) 選挙執行日の確定等により、甲より配置人員数変更の連絡があった場合は、それに従った体制を組むこと。

5 業務の内容

青葉区役所・山内地区センターとも共通。

(1) 案内・記載指導係

投票入口への選挙人の案内、混雑時の行列整理、投票手続及び「宣誓書」への記載方法等についての説明を行う。また、記載台の点検、鉛筆の補充、投票所等の消毒、「宣誓書」への補記（「点字」、「代理」、「車いす」、「在外」など）などその他期日前投票受付事務に付随する業務を行う。

(2) 名簿対照係

期日前（不在者）投票システムを操作し、選挙人の本人確認及び投票受付処理、修正処理、「宣誓書」への補記（「県外（転出）」、「船員」などシステムで分かる情報）を行う。

ア 選挙人の検索 ((ア) 若しくは (イ) の方法による)

(ア) 「投票のご案内」に記載されたバーコードを読みとる方法

(イ) 選挙人の氏名・生年月日を入力する方法（「投票のご案内」不持参者や未達者の場合）

イ 「投票のご案内」（又は請求書兼宣誓書）の記載内容と選挙人名簿（システム画面上）との照合作業（名前を読み上げて確認する）

※ システムの操作者は、Microsoft Windows の基本的な操作ができる者であること。

※ この作業は 1 台の端末機につき従事者 1 名で操作を行う。

※ 日毎の配置人員については、別紙 1 「配置人員表」を参照。

(3) 投票用紙交付係

参議院神奈川県選挙区選出議員選挙、参議院比例代表選出議員選挙、横浜市長選挙の投票用紙を確実に 1 枚ずつ交付し、「宣誓書」に交付済みの補記等をする。

(4) 共通事項

ア 事務分担は、甲の指示によること。

イ 派遣員が業務を交替する際は、必ず次の担当者へ当該業務内容（又は操作方法等）及び状況を説明し、業務が滞ることのないように引き継ぐこと。また、業務の引継ぎ時間は 5 分以上確保すること。

ウ 期間中の派遣員の配置については、全体の必要人員の 40～50% は翌日も引き続き業務を行える体制とすること。

エ 担当する係については、当日の状況により変更する場合があるが、甲の指示に従い従事すること。

オ 仕事の内容は研修や自宅での復習などを通し、十分に理解したうえで業務に臨むこと。

6 研修会について

(1) 期日前（不在者）投票システム操作研修会について

期日前投票所において、5 (2) の業務に従事する者及び乙の担当者は、横浜市選挙管理委員会事務局が行う操作実務研修（期日前投票制度、不在者投票制度、システムの操作方法等）を受けること。

【場所】 未定

【日時】 未定

午前 9 時 00 分から午後 6 時 00 分までの間で約 2 時間

【人数】 4名

【時間】 延べ 8 時間（受講人数×2時間）

- ※ 具体的な場所、日程は決まり次第通知。必要により甲と調整すること。
- ※ 研修受講者名簿は事前に甲へ提出すること。
- ※ 本研修を受けた者は、業務中に他の従事者へも操作の取扱い等をレクチャーし、本研修を受けていない者についても操作が行えるようにすること。その際は個人情報の管理には十分注意すること。
- ※ 本研修を受けた者は青葉区役所の期日前投票初日に従事すること。

（2）期日前投票所業務事前研修会

本業務に従事する者及び乙の担当者は、青葉区選挙管理委員会が行う期日前投票所業務事前研修会を受けること。

【場所】 横浜市青葉区市ヶ尾町 31 番地 4

【日時】 未定

午前 10 時 00 分から午後 5 時 00 分までの間で 1 時間 30 分

【人数】 従事者全員

【時間】 延べ 150 時間程度（受講人数×1 時間 30 分）

- ※ 具体的な場所、日程は決まり次第通知。必要により甲と調整すること。
- ※ 研修受講者名簿は事前に甲へ提出すること。

7 責任者、指揮命令者

甲 責任者	横浜市青葉区総務課長	宮崎 郁
指揮命令者	横浜市青葉区総務課統計選挙係長	郡司 秀幸
乙 責任者	受託者	責任者の氏名

8 勤務に関する定め

- (1) 選挙人に対する言葉遣い、服装、態度に気を配り、従事中の私語は慎むこと。
- (2) 業務開始時刻については厳守すること。
- (3) 必要に応じて、マスクを着用すること。また、アルコール消毒や手袋着用等の指示に従うこと。
- (4) 発熱等、体調不良の際は従事しないこと。
- (5) その他、担当職員の指示に必ず従うこと。

9 従事者の日程管理

- (1) 乙は、事前に従事者全員の氏名及び従事時間を記した『配置予定表』を提出すること。また、内容に変更があった場合は、速やかに甲の指揮命令者に連絡すること。
- (2) 予定されていた派遣労働者が、事故・病気その他の理由により従事できなくなった場合は、直ちに甲の指揮命令者に連絡のうえ、他の者に従事させること。
- (3) その他、非常事態発生時についての対応は、あらかじめ十分検討し、必要な処置を講ずること。

10 個人情報の保護

(1) 守秘義務

作業進行上知り得た事柄は、絶対にもらしたり話題にしたりすることのないよう細心の注意を

扱うこと。

(2) データ等の適正な管理・取り扱い

受託者は、支給品、データ等の委託業務の履行に必要な書類の処理、保管等の管理にあたっては、漏洩、滅失などがないよう適正な管理を行うこと。

また、これらを委託業務の履行以外の用途のために複写、複製、第三者への提供及び外部への持ち出しを行ってはならない。

(3) 誓約書等の提出について

受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、『個人情報の保護に関する法律』、『横浜市個人情報の保護に関する条例』、別紙2「個人情報取扱特記事項」及び別紙3「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

また、これらに基づき、乙は従事する派遣員全員に対して個人情報の保護及び取り扱いについて研修を実施のうえ、別紙2「個人情報取扱特記事項」付属の様式1・2を甲へ提出すること。

11 契約の解除

- (1) 甲又は乙は、相手方が正当な理由なく本契約及び個別契約の定めに違反した場合、是正を催促し、相当な期間内に是正がないときは、契約の全部又は一部を解除することができる。
- (2) 前項のほか、一般取引上の解除事由が生じたときは、甲又は乙は、何らの催促を要せず、将来に向かって本契約を解除することができる。
- (3) 本条に基づく解除については、損害賠償の請求を妨げないものとする。

12 派遣労働者からの苦情処理

(1) 苦情の申し出を受ける者

甲 横浜市青葉区総務課長 宮崎 郁

乙 受託者 苦情の申し出を受ける者の氏名

(2) 苦情処理方法、連絡体制

ア 甲における(1)記載の者が苦情の申し出を受けたときは、直ちに派遣元責任者へ連絡し、当該派遣元責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図り、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

イ 乙における(1)記載の者が苦情の申し出を受けたときは、直ちに派遣先責任者へ連絡し、当該派遣先責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図り、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

ウ 甲及び乙は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は相互に遅滞なく通知するとともに、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

13 比較対象労働者の待遇等に関する情報提供

別紙4のとおり

14 賃金の支払い

- (1) 3の勤務時間外に労働が発生した場合、賃金の支払いについて乙は甲に実働時間に応じた額を請求する。
- (2) 従事者に欠勤等による不就労が発生した場合、当該不就労の実績時間に応じた時間分の賃金を乙は甲に請求できない。

(3) (1) 及び (2) の支払いに関して、契約単価は時間単位とする。ただし、端数が生じた場合には、契約単価未満の端数を 60 で除した商を小数点第三位で四捨五入し、支払うものとする。

15 その他

- (1) 乙から他社への再委託は禁止するものとする。
- (2) 具体的な業務内容及び事務の流れは、青葉区選挙管理委員会担当者からの説明及び指示に従うこと。この契約書に定めのないことについては、甲と乙との協議のうえ解決を図るものとする。
- (3) 午後8時までに会場に入った全ての選挙人が投票し終わるまで、業務は継続して行う。よって急な延長が生じた場合でも対応できる人員を確保すること。
- (4) 人材派遣に関することで甲より緊急の連絡が入った場合は、乙は直ちに駆けつけ適切な処置を講じること。
- (5) 請求書においては、研修・青葉区役所・山内地区センターそれぞれにおける延べ従事時間を示した、内訳明細書を添付すること。



青葉区役所

この地図の著作権は横浜市が保有します。

30m



山内地区センター

この地図の著作権は横浜市が保有します。

令和7年 第27回参議院議員通常選挙 配置人員表(案)

別紙1-1

(1)青葉区役所1階区民ホール(午前8時15分～午後8時15分)

係名	業務内容	投票日16日前 (金)	投票日15日前 (土)	投票日14日前 (日)	投票日13日前 (月)	投票日12日前 (火)	投票日11日前 (水)	投票日10日前 (木)	投票日9日前 (金)	投票日8日前 (土)	投票日7日前 (日)	投票日6日前 (月)	投票日5日前 (火)	投票日4日前 (水)	投票日3日前 (木)	投票日2日前 (金)	投票日1日前 (土)	合計	延べ時間
案内・記載指導係	①選挙人の案内・整理 ②官誓書記載指導 ③各種書類整理	1	2	2	1	1	1	1	1	2	3	3	3	3	4	4	4	36	432.0
名簿対照係	端末の確認・入力	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	35	420.0
投票用紙交付係	①請求書の確認等 ②投票用紙の交付	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	33	396.0	
合計		4	6	6	5	5	5	5	5	6	7	7	7	8	9	9	10	104	1,248.0

(2)山内地区センター1階レクリエーションホール(午前8時45分～午後8時15分)

係名	業務内容	投票日16日前 (金)	投票日15日前 (土)	投票日14日前 (日)	投票日13日前 (月)	投票日12日前 (火)	投票日11日前 (水)	投票日10日前 (木)	投票日9日前 (金)	投票日8日前 (土)	投票日7日前 (日)	投票日6日前 (月)	投票日5日前 (火)	投票日4日前 (水)	投票日3日前 (木)	投票日2日前 (金)	投票日1日前 (土)	合計	延べ時間	
案内・記載指導係	①選挙人の案内・整理 ②官誓書記載指導 ③各種書類整理													4	4	3	3	4	30	345.0
名簿対照係	端末の確認・入力													2	2	2	2	3	3	218.5
投票用紙交付係	①請求書の確認等 ②投票用紙の交付													2	2	2	2	3	17	195.5
合計														8	8	7	7	9	9	759.0

令和7年8月3日執行 横浜市長選挙 配置人員表(案)

(1)青葉区役所1階区民ホール(午前8時15分～午後8時15分)

係名	業務内容	7月21日 (月)	7月22日 (火)	7月23日 (水)	7月24日 (木)	7月25日 (金)	7月26日 (土)	7月27日 (日)	7月28日 (月)	7月29日 (火)	7月30日 (水)	7月31日 (木)	8月1日 (金)	8月2日 (土)	合計	延べ時間	
案内・記載指導係	①選挙人の案内・整理 ②官誓書記載指導 ③各種書類整理	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	3	3	3	21	252.0	
名簿対照係	端末の確認・入力	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	27	324.0	
投票用紙交付係	①請求書の確認等 ②投票用紙の交付	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	14	168.0	
合計		4	4	4	4	4	4	4	4	5	5	6	6	6	8	62	744.0

(2)山内地区センター1階レクリエーションホール(午前8時45分～午後8時15分)

係名	業務内容	7月21日 (月)	7月22日 (火)	7月23日 (水)	7月24日 (木)	7月25日 (金)	7月26日 (土)	7月27日 (日)	7月28日 (月)	7月29日 (火)	7月30日 (水)	7月31日 (木)	8月1日 (金)	8月2日 (土)	合計	延べ時間
案内・記載指導係	①選挙人の案内・整理 ②官誓書記載指導 ③各種書類整理	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	4	31	356.5
名簿対照係	端末の確認・入力	2	2	2	3	3	3	2	2	2	2	2	2	3	30	345.0
投票用紙交付係	①請求書の確認等 ②投票用紙の交付	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	14	161.0
合計		5	5	5	6	6	6	5	5	5	6	6	6	9	75	862.5

※ 休憩時間を設ける場合は、上記の表の人員が常時実働できる体制を組むこと。

※ 係の配置換えについて職員の指示があった場合にはそれに従うこと。

※ 参議院選挙の執行日確定後に人数の調整等があった場合はそれに従った体制を組むこと。

合計

(1)青葉区役所	人員数	延べ時間
案内・記載指導係	57	684.0
名簿対照係	62	744.0
投票用紙交付係	47	564.0

(2)山内地区センター	人員数	延べ時間
案内・記載指導係	61	701.5
名簿対照係	49	563.5
投票用紙交付係	31	356.5

人員数	延べ時間
総数	307

3,613.5

令和7年 第27回参議院議員通常選挙(7月27日執行の場合)及び8月3日執行横浜市長選挙 配置人員表(案)

別紙1-2

※赤字:市長選

(1)青葉区役所1階区民ホール(午前8時15分～午後8時15分)

係名	業務内容	7月21日 7月22日 7月23日 7月24日 7月25日 7月26日 7月27日 7月28日 7月29日 7月30日 7月31日 8月1日 8月2日																												
		投票日16日前 (金)	投票日15日前 (土)	投票日14日前 (日)	投票日13日前 (月)	投票日12日前 (火)	投票日11日前 (水)	投票日10日前 (木)	投票日9日前 (金)	投票日8日前 (土)	投票日7日前 (日)	投票日6日前 (月)	投票日5日前 (火)	投票日4日前 (水)	投票日3日前 (木)	投票日2日前 (金)	投票日1日前 (土)	投票日13日前 (金)	投票日12日前 (土)	投票日11日前 (日)	投票日10日前 (月)	投票日9日前 (火)	投票日8日前 (水)	投票日7日前 (木)	投票日6日前 (金)	投票日5日前 (土)	投票日4日前 (日)	投票日3日前 (月)	投票日2日前 (火)	投票日1日前 (水)
案内・記載指導係	①選挙人の案内・整理 ②宣誓書記載指導 ③各種書類整理	1	2	2	1	1	1	1	1	2	3	4	4	4	5	5	5	4	2	2	2	3	3	3	61	732.0				
名簿対照係	端末の確認・入力	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	3	52	624.0					
投票用紙交付係	①請求書の確認等 ②投票用紙の交付	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	4	2	1	1	1	1	1	2	48	576.0						
合計		4	6	6	5	5	5	5	5	6	7	10	10	10	11	11	12	8	5	5	5	6	6	8	161	1,932.0				

(2)山内地区センター1階レクリエーションホール(午前8時45分～午後8時15分)

係名	業務内容	7月21日 7月22日 7月23日 7月24日 7月25日 7月26日 7月27日 7月28日 7月29日 7月30日 7月31日 8月1日 8月2日																												
		投票日16日前 (金)	投票日15日前 (土)	投票日14日前 (日)	投票日13日前 (月)	投票日12日前 (火)	投票日11日前 (水)	投票日10日前 (木)	投票日9日前 (金)	投票日8日前 (土)	投票日7日前 (日)	投票日6日前 (月)	投票日5日前 (火)	投票日4日前 (水)	投票日3日前 (木)	投票日2日前 (金)	投票日1日前 (土)	投票日13日前 (金)	投票日12日前 (土)	投票日11日前 (日)	投票日10日前 (月)	投票日9日前 (火)	投票日8日前 (水)	投票日7日前 (木)	投票日6日前 (金)	投票日5日前 (土)	投票日4日前 (日)	投票日3日前 (月)	投票日2日前 (火)	投票日1日前 (水)
案内・記載指導係	①選挙人の案内・整理 ②宣誓書記載指導 ③各種書類整理										4	4	4	4	4	4	5	5	4	3	3	3	3	3	4	57	655.5			
名簿対照係	端末の確認・入力										2	2	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	3	3	3	39	448.5		
投票用紙交付係	①請求書の確認等 ②投票用紙の交付										2	2	3	3	3	3	3	4	2	1	1	1	1	1	2	32	368.0			
合計											8	8	10	10	10	10	10	11	12	8	6	6	6	7	7	9	128	1,472.0		

※ 休憩時間を設ける場合は、上記の表の人員が常時実働できる体制を組むこと。

※ 係の配置換えについて職員の指示があった場合にはそれに従うこと。

※ 参議院選挙の執行日確定後に人数の調整等があった場合はそれに従った体制を組むこと。

人員数	延べ時間
合計	289 3,404.0

個人情報取扱特記事項

(令和5年4月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市（以下「委託者」という。）がこの特記事項が付帯する契約（以下「この契約」という。）において個人情報を取り扱わせる者（以下「受託者」という。）は、個人情報の重要性を認識し、この契約による事務（以下「本件事務」という。）を処理するに当たっては、個人情報の保護に関する法律、横浜市個人情報の保護に関する条例その他の関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、本件事務に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、個人情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、本件事務に係る個人情報の管理責任者を選任しなければならない。

3 受託者は、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、本件事務に係る個人情報の取扱いに着手する前に前3項に定める管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、安全管理措置報告書（第1号様式）により委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、前項の規定により報告した事項に関し、委託者が理由を示して異議を申し出した場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならない。この場合において、当該変更に経費を要するときは、その費用負担は委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、本件事務の処理に従事している者が本件事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、本件事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により個人情報を収集しなければならない。

(禁止事項)

第5条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、本件事務に係る個人情報に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本件事務を処理する目的以外での利用
- (2) 複写又は複製（作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ないものを

除く。)

(3) 作業場所の外への持ち出し

(再委託の禁止等)

第6条 受託者は、本件事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の承諾を得て、本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合には、個人情報の保護に関し、本特記事項と同等の内容及び委託者が指示する事項について、当該第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再受託者」という。）との間で約定しなければならない。2以上の段階にわたる委託（以下「再々委託等」という。）を行う場合も、この例によるべきことを再受託者又はこれに類する者に求めなければならない。

3 再受託者が本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合にあっては、受託者は、当該第三者（会社法第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再々受託者」という。）における個人情報の取扱いに係る管理体制をあらかじめ確認し、当該確認内容を委託者に報告し、委託者の書面による承諾を受けた上でなければ、第1項ただし書の承諾に相当する承諾をしてはならない。再々委託等を行う場合も、同様とする。

4 業務内容が定型的であり、かつ、個人情報の漏えい等の危険性が低いものとして委託者が別に定める業務の委託（再委託及び再々委託等（以下「再委託等」と総称する。）を含む。）については、委託者が別に定める事項をあらかじめ委託者に報告した場合には、第1項ただし書の承諾及び前項に規定する受託者による承諾を要しない。

5 第2条第5項の規定は、前項に規定する報告について準用する。

(個人情報が記録された資料等の返還等)

第7条 受託者は、本件事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、委託者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(報告及び検査)

第8条 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について報告を求めることができる。

2 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中少なくとも1年に一度、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、原則として作業場所において検査するものとする。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の事情により過分の費用を要した分については、委託者が負担する。

(事故発生時等における報告)

第9条 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修実施報告書の提出)

第10条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、研修実施報告書（第2号様式）を委託者に提出しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託する場合には、再受託者に対し、前項の研修を実施させ、同項の研修実施報告書を受託者に提出させなければならない。
- 3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された研修実施報告書を委託者に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第11条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受託者に対して損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 本件事務を処理するために受託者が取り扱う個人情報について、受託者の責に帰すべき理由による個人情報の漏えい等があったとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、本件事務の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受託者が再委託等をし当該再委託等先において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。

(第1号様式)

安全管理措置報告書

調査項目	内容						
1 業者名	<input type="checkbox"/> 横浜市競争入札有資格者 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 横浜市出資法人(条例第 条)						
2 業務の作業担当部署名							
3 業務の現場責任者役職名							
4 業務の個人情報取扱者の人数							
5 個人情報保護関連資格等	<input type="checkbox"/> Pマーク <input type="checkbox"/> ISMS <input type="checkbox"/> その他の資格() <input type="checkbox"/> 個人情報関係の損害保険に加入						
6 個人情報保護に関する社内規程等	<input type="checkbox"/> 個人情報の使用、保存、廃棄等に関する管理規程 <input type="checkbox"/> 個人情報漏えい・紛失・滅失・盗難等事故時の対応規程・マニュアル等 <input type="checkbox"/> 個人情報保護について従業員との雇用契約や誓約書等に明記 <input type="checkbox"/> その他の規程() <input type="checkbox"/> 規程なし						
7 個人情報保護に関する研修・教育	<input type="checkbox"/> 個人情報保護に関する研修・教育を実施(年_回／従業員1人につき) <input type="checkbox"/> その他()						
8 個人情報保護に関する点検・検査・監査の方法等							
9 漏えい等の事案の対応規程・マニュアル等の内容	<table border="1"><tr><td>(1) 対応規程・マニュアル等がある場合</td><td>名称</td><td></td></tr><tr><td></td><td>内容</td><td></td></tr></table>	(1) 対応規程・マニュアル等がある場合	名称			内容	
(1) 対応規程・マニュアル等がある場合	名称						
	内容						
(2) 対応規程・マニュアル等がない場合	(漏えい等の事案が発生した場合にどのような対応を取るのかについて、なるべく具体的に記載してください。)						

10 個人情報を取り扱う作業場所の管理体制

※ 作業を実施機関の施設内部のみで行い、かつ、受託者が、実施機関所有のPC、タブレット等の電子計算機のみを使用する場合には記入不要です。作業を実施機関の施設内部のみで行い、かつ、受託者所有の電子計算機を使用する場合には、(2)電磁媒体の項目、(4)及び(5)を記入してください。

(1) 作業施設の入退室管理	<p>作業期間中の入室可能人数</p> <p><input type="checkbox"/>上記4の作業者のみ <input type="checkbox"/>作業者以外の入室可 (<input type="checkbox"/>上記外 ___名 <input type="checkbox"/>その他)</p> <p>入退室者名及び時刻の記録</p> <p><input type="checkbox"/>なし (施錠のみ、身分証提示のみ等) <input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>用紙記入 <input type="checkbox"/>ICカード等によりID等をシステムに記録 <input type="checkbox"/>カメラや生体認証等により特定個人の入退室時刻を記録 <input type="checkbox"/>その他 () <input type="checkbox"/>その他 ()</p>								
(2) 個人情報の保管場所	<table border="1"> <tr> <td>紙媒体</td> <td><input type="checkbox"/>鍵付き書庫 <input type="checkbox"/>耐火金庫 <input type="checkbox"/>専用の保管室</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/>その他 ()</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>電磁媒体</td> <td><input type="checkbox"/>鍵付き書庫 <input type="checkbox"/>耐火金庫 <input type="checkbox"/>専用の保管室</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/>その他 ()</td> </tr> </table>	紙媒体	<input type="checkbox"/> 鍵付き書庫 <input type="checkbox"/> 耐火金庫 <input type="checkbox"/> 専用の保管室	<input type="checkbox"/> その他 ()		電磁媒体	<input type="checkbox"/> 鍵付き書庫 <input type="checkbox"/> 耐火金庫 <input type="checkbox"/> 専用の保管室	<input type="checkbox"/> その他 ()	
紙媒体	<input type="checkbox"/> 鍵付き書庫 <input type="checkbox"/> 耐火金庫 <input type="checkbox"/> 専用の保管室								
<input type="checkbox"/> その他 ()									
電磁媒体	<input type="checkbox"/> 鍵付き書庫 <input type="checkbox"/> 耐火金庫 <input type="checkbox"/> 専用の保管室								
<input type="checkbox"/> その他 ()									
(3) 作業施設の防災体制	<p><input type="checkbox"/>常時監視 <input type="checkbox"/>巡回監視 <input type="checkbox"/>耐火構造 <input type="checkbox"/>免震・制震構造 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>								
(4) 個人情報の運搬方法	<table border="1"> <tr> <td>紙媒体</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>電磁媒体</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	紙媒体				電磁媒体			
紙媒体									
電磁媒体									
(5) 個人情報の廃棄方法	<table border="1"> <tr> <td>紙媒体</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>電磁媒体</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	紙媒体				電磁媒体			
紙媒体									
電磁媒体									
(6) 施設外で作業を行う場合の個人情報保護対策 (行う場合のみ記入)									

11 電算処理における個人情報保護対策

※紙媒体しか取り扱わない業務を行う場合は記入不要です。

※実施機関所有のPC、タブレット等の電子計算機のみを使用する場合には記入不要です。

(1) 作業を行う機器	<input type="checkbox"/> 限定している（ノート型___台、デスクトップ型___台） <input type="checkbox"/> 限定していない
(2) 外部との接続	<input type="checkbox"/> 作業機器は外部との接続をしていない <input type="checkbox"/> 作業機器は外部と接続している 接続方法： <input type="checkbox"/> インターネット <input type="checkbox"/> 専用回線 <input type="checkbox"/> その他（ 通信の暗号化： <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
(3) アクセス制限	<input type="checkbox"/> ID・パスワード付与によりアクセス制限をしている IDの設定方法（ パスワードの付け方（ <input type="checkbox"/> ID・パスワード付与によりアクセス制限をしていない
(4) 不正アクセスを検知するシステムの有無	<input type="checkbox"/> あり（検知システムの概要： <input type="checkbox"/> なし
(5) マルウェアを検知するシステムの有無	<input type="checkbox"/> あり（検知システムの概要： <input type="checkbox"/> なし
(6) ソフトウェアの更新	<input type="checkbox"/> 常に最新のものに自動アップデートするものとなっている <input type="checkbox"/> 上記以外（ ）
(7) アクセスログ	<input type="checkbox"/> アクセスログをとっている（年保存） <input type="checkbox"/> アクセスログをとっていない
(8) 停電時のデータ消去防止対策	<input type="checkbox"/> 無停電電源装置 <input type="checkbox"/> 電源の二重化 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> なし
(9) その他の対策	
12 外国における個人情報の取扱いの有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 外国のサーバ上に個人情報が保存されているが、外国のサーバ上で個人情報の取扱いはない <input type="checkbox"/> 外国のサーバ上に個人情報が保存されており、外国のサーバ上で個人情報を取扱っている <input type="checkbox"/> なし ※「あり」の場合は、以下も記入してください。
(1) 個人情報の取扱いがある外国の名称	
(2) 当該外国における個人情報の制度・保護措置等	

年 月 日

(提出先)

(提出者)

団体名

責任者職氏名

研修実施報告書・誓約書

個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により準用される同条第1項に定める措置の一環として、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び漏えい等の事故が発生した場合の民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙(全枚)のとおり報告いたします。

個人情報の保護に関する法令等及び個人情報取扱特記事項を遵守し、並びに従事者にも遵守させ、個人情報を適切に取り扱うことを誓約いたします。

(A4)

(別紙)

研修実施明細書

本件業務の委託に当たり、受託者として従事者に実施した個人情報保護に係る研修の明細は、次のとおりです。

(A 4)

電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

(情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 この特記事項(以下「特記事項」という。)は、委託契約約款(以下「約款」という。)の特記事項として、電子計算機処理等の委託契約に関する横浜市(以下「委託者」という。)が保有する情報の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

2 情報を電子計算機処理等により取り扱う者(以下「受託者」という。)は、情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務(以下「本件業務」という。)を遂行するための情報の取扱いに当たっては、委託者の業務に支障が生じることのないよう、適正に取り扱わなければならない。

(定義)

第2条 特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子計算機処理等 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成するための処理、専ら文書図画の内容を記録するための処理、製版その他の専ら印刷物を制作するための処理及び専ら文書図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理を除く。

(2) 不開示情報 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年条例第1号)第7条第2項に規定する不開示情報をいう。

(3) 不開示資料等 不開示情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録をいう。

(適正な管理)

第3条 受託者は、本件業務に係る情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等(以下「漏えい等」という。)の防止その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、情報の適正な管理を実施する者として本件業務に係る情報の管理責任者を選任しなければならない。

3 受託者は、電子計算機を設置する場所、情報を保管する場所その他の情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、本件業務に着手する前に前3項に定める管理責任体制及び安全部署その他の安全管理措置について、委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、前項の規定により報告した事項に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならない。この場合において、当該変更に経費を要するときは、その費用負担は委託者と受託者が協議して決定する。

(従事者の監督)

第4条 受託者は、本件業務に従事している者が、本件業務に関して知り得た不開示情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第5条 受託者は、本件業務を遂行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により情報を収集しなければならない。

(禁止事項)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、本件業務に係る情報に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 本件業務を処理する目的以外での利用
(2) 複写又は複製(作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ないものを除く)
(3) 作業場所の外への持ち出し

(再委託の禁止等)

第7条 受託者は、本件業務を遂行するための不開示情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の承諾を得て、本件業務に係る情報を第三者に取り扱わせる場合には、情報の保護に関し、特記事項と同等の内容及び委託者が指示する事項について、当該第三者(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再受託者」という。)との間で約定しなければならない。2以上の段階にわたる委託(以下「再々委託等」という。)を行う場合も、この例によるべきことを再受託者又はこれに類する者に求めなければならない。

3 再受託者が本件業務に係る情報を第三者に取り扱わせる場合にあっては、受託者は、当該第三者(会社法第2条第1項第3号の子会社を含む。)における情報の取扱いに係る管理体制をあらかじめ確認し、当該確認内容を委託者に報告し、委託者の書面による承諾を受けた上でなければ、第1項ただし書の承諾に相当する承諾をしてはならない。再々委託等を行う場合も、同様とする。

4 業務内容が定型的であり、かつ、情報の漏えい等の危険性が低いものとして委託者が別に定める業務の委託(再委託及び再々委託等(以下「再委託等」と総称する。)を含む。)については、委託者が別に定める事項をあらかじ

め委託者に報告した場合には、第1項ただし書の承諾及び前項に規定する受託者による承諾を要しない。

5 第3条第5項の規定は、前項に規定する報告について準用する。(不開示資料等の返還等)

第8条 受託者は、本件業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した不開示資料等を、業務の遂行上使用しないこととなつたとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、委託者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理(以下「返還等」という。)するものとする。

2 前項の場合において、委託者が当該不開示資料等の消去又はその他の方法による処理を指示した場合は、復元困難な消去、焼却、シュレッダー等による裁断等当該情報が第三者の利用に供されることのない方法によらなければならない。

3 第1項の場合において、受託者が正当な理由なく指定された期限内に不開示資料等の返還等をしないときは、委託者は、受託者に代わって当該不開示資料等を回収し、又は廃棄することができる。この場合において、受託者は、委託者の回収又は廃棄について異議を申し出ることができず、委託者の回収又は廃棄に要した費用を負担しなければならない。

(報告及び検査)

第9条 委託者は、情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受託者に対して、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の事情により、過分の費用を要した分については、委託者が負担する。

(事故発生時等における報告)

第10条 受託者は、委託者の提供した情報並びに受託者及び再受託者が本件業務のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセス等の事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(引渡し)

第11条 受託者は、約款第28条第2項の規定による検査(以下「検査」という。)に合格したときは、直ちに、契約の履行の目的物を納品書を添えて委託者の指定する場所に納入するものとし、納入が完了した時をもって契約の履行の目的物の引渡しを完了したものとする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第12条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受託者に対して損害賠償を請求することができる。

(1) 本件業務を遂行するために受託者が取り扱う不開示情報について、受託者の責に帰すべき理由による漏えい等があったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、本件業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項第1号の不開示情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、不開示情報の漏えい等が、受託者が再委託等をし、当該再委託等先において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。

3 委託者は、受託者が検査に不合格となったときは、この契約を解除することができる。

(著作権等の取扱い)

第13条 この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いについては、約款第5条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利)に規定する権利を、目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、この契約により作成される目的物を改変し、任意の著作者名で任意に公表できるものとする。

(3) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができないものとする。

(4) 受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は、委託者に対し、当該著作物について、委託者が契約の履行の目的物を使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、著作物の利用について設計図書で別段の定めをした場合には、その図書の定めに従うものとする。

3 受託者は、この契約によるすべての成果物が、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。ただし、委託者の責に帰すべき事由に起因する権利侵害となる場合は、この限りではない。

(最近改正：令和5年4月1日)

令和7年4月

(派遣先)

横浜市青葉区選挙管理委員会事務室

比較対象労働者の待遇等に関する情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第26条第7項に基づき、比較対象労働者の待遇等に関する情報を下記のとおり情報提供いたします。

1. 比較対象労働者の職務の内容（業務の内容及び責任の程度）、当該職務の内容及び配置の変更の範囲並びに雇用形態

(1) 業務の内容

- ① 職種：034-03 案内・案内事務員
- ② 中核的業務：案内、記載指導、書類の点検、選挙人の本人確認、投票受付処理、投票用紙の交付、請求書兼宣誓書回収
- ③ その他の業務：その他期日前投票に付帯する事務

(2) 責任の程度

- ① 権限の範囲：なし（業務にあっては、担当職員の指示に従うこと）
- ② トラブル・緊急対応：なし（トラブル発生時は速やかに担当職員の指示に従うこと）
- ③ 成果への期待・役割：誤交付などのミスの無い事務所定外労働：なし

(3) 職務の内容及び配置の変更の範囲

- ① 職務の内容の変更の範囲：なし
- ② 配置の変更の範囲：なし

(4) 雇用形態例

仮想の通常の労働者（年間所定労働時間 約30時間）

…過去同種選挙（R04 参議院議員通常選挙）従事者1人あたりの平均労働時間

2. 比較対象労働者を選定した理由

比較対象労働者：派遣労働者と同一の職務の内容で業務に従事させるために新たに通常の労働者を雇い入れたと仮定した場合における当該通常の労働者（仮想の通常の労働者）

(理由)

受け入れようとする派遣労働者は期日前投票所開設期間内の勤務であり、また案内や受付、選挙人の本人確認等の業務であるため、その業務をのみを行っている 比較対象労働者が通常の労働者の中にいないため。

<参考：チェックリスト>

比較対象労働者（次の①～⑥の優先順位により選出）	対象者の有無 (○or ×)
① <u>職務の内容</u> 並びに <u>当該職務の内容及び配置の変更の範囲</u> が派遣労働者と同一であると見込まれる通常の労働者	×
② <u>職務の内容</u> が派遣労働者と同一であると見込まれる通常の労働者	×
③ <u>業務の内容又は責任の程度のいずれか</u> が派遣労働者と同一であると見込まれる通常の労働者	×
④ <u>職務の内容及び配置の変更の範囲</u> が派遣労働者と同一であると見込まれる通常の労働者	×
⑤ ①から④までに相当する短時間・有期雇用労働者 ※ 派遣先の通常の労働者との間で短時間・有期雇用労働法等に基づく均衡が確保されている者に限る。	×
⑥ <u>派遣労働者と同一の職務の内容で業務に従事させるために新たに通常の労働者を雇い入れたと仮定した場合における当該通常の労働者</u> （仮想の通常の労働者） ※ 派遣先の通常の労働者との間で適切な待遇が確保されている者に限る。	○

3. 待遇の内容等

- (1) 比較対象労働者の待遇のそれぞれの内容（昇給、賞与その他の主な待遇がない場合にはその旨）
- (2) 比較対象労働者の待遇のそれぞれの性質及び待遇を行う目的
- (3) 待遇のそれぞれを決定するに当たって考慮した事項

(待遇の種類)		
(待遇の内容)	(待遇の性質・目的)	(待遇決定に当たって考慮した事項)

① 基本給		
横浜市会計年度任用職員「職種区分 1：事務・技能」 ランクA日額の職の時給単価を基準とする。	労働に対する基本的な対償として支払われるもの	事務補助であること、特別な能力は不要であること

② 賞与：無		

③ 役職手当：無		

④ 特殊作業手当：無		

⑤ 特殊勤務手当：無		

⑥ 精皆勤手当：無		

⑦ 時間外労働手当（法定割増率以上）：無（日あたり7時間45分を超える勤務時間について有） 1時間に満たない場合は、実働時間（5分単位）を60で除した値（小数点第4位を四捨五入）を乗じる。※1円未満は切捨てとする。		

⑧ 深夜労働手当（法定割増率以上）：無		

⑨ 休日労働手当：無

--	--	--

⑩ 通勤手当：有

通勤のため交通機関等を利用し運賃等を負担する者に支給する。	実費弁償	通勤距離 1 km以上あり、かつ、利用交通機関等の営業距離が 1 km以上であること
-------------------------------	------	--

⑪ 出張旅費：有

旅費を支給する。	実費弁償	業務上必要があり所属長の命令で出張を行った場合に限る。
----------	------	-----------------------------

⑫ 食事手当：無

--	--	--

⑬ 単身赴任手当：無

--	--	--

⑭ 地域手当：無

--	--	--

⑮ 食堂：無

--	--	--

⑯ 休憩室：無（派遣場所により有）

--	--	--

⑰ 更衣室：無

--	--	--

⑯ 転勤者用社宅：無

--	--	--

⑰ 慶弔休暇：無

--	--	--

⑱ 健康診断に伴う勤務免除及び有給：無

--	--	--

⑲ 病気休職：無

--	--	--

⑳ 法定外の休暇（慶弔休暇を除く）：無

--	--	--

㉑ 教育訓練：有

期日前投票所の業務に関する研修	業務に必要な知識を習得する目的	業務内容を考慮。従事者には期日前投票所業務の全般的な研修を実施とともに、期日前（不在者）投票システムを操作する従事者へは別途システム操作研修を実施する。
-----------------	-----------------	--

㉒ 安全管理に関する措置及び給付：無

--	--	--

㉓ 退職手当：無

--	--	--

㉔ 住宅手当：無

--	--	--

㉕ 家族手当：無

--	--	--

令和7年度 会計年度任用職員（日額の職）の報酬単価について

総務局人事部労務課

予算編成にあたり、会計年度任用職員の日額の報酬については、以下の表の職に対応する日額を参考してください。

職種区分1（事務・技能）

ランク	日額	時給単価	職務水準	職名の例
A	9,150円	1,220円	単純補業務の職	・一般事務補助・技能 ・保育所技能員
B	9,750円	1,300円	定型業務の職又は単純補助業務であるが市民対応など一定の負荷が生じる職	・工場業務(資源) ・寮母・給食調理員(3食調理)
C	10,770円	1,436円	定型業務であるが市民対応などの一定の負荷が生じる職	
D	11,010円	1,468円	一定の知識・経験を要する業務の職	
E	11,310円	1,508円	高度の知識・経験を要する業務の職	
F	12,330円	1,644円	特に高度の知識・経験を要する業務の職	

職種区分2（資格・専門職）

ランク	日額	時給単価	職務水準	職名の例
A	9,750円	1,300円	専門的知識等を要する補助業務の職	・保育補助(無資格・幼稚園教諭免許)
B	10,770円	1,436円	資格又は専門的経験等を要する補助業務の職	・保育士 ・栄養士(施設関係) ・社会福祉
C	11,310円	1,508円	資格又は専門的経験等を生かし従事する業務の職	・区福祉保健センター・児童相談所の保健師・看護師・助産師・栄養士等
D	12,000円	1,600円	高度の資格又は専門的経験等を生かし従事する職	・健診等医療従事者
E	12,690円	1,692円	特に高度の資格又は専門的経験等を生かし従事する職	
F	14,610円	1,948円	極めて専門的な資格又は経験等を生かし従事する職	・理学療法士・作業療法士・言語訓練士・心理判定員 ・看護士(施設関係)

総務局人事部労務課労務係

担当：雨宮、生方

電話：671 - 2156